



免税軽油制度の継続を求める請願

2011年 8月 29日

栗東市 議会議長

山本 章 殿

請願団体 滋賀県農民組合連合会
 代表者 会長 北村富生
 住所 滋賀県近江八幡市安土町大中241



紹介議員

大西 時子 (大西)
 太田 若美 (太田)

{請願趣旨}

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、2012年(平成24年)3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油取引税(1㍓あたり32円10銭)を免税するという制度で、農業用の機械(耕耘機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など)や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、いまでさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。この制度の継続は、地域農業の振興と食糧自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上の主旨から下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出していただくよう請願いたします。

{請願項目}

1. 現行の免税軽油制度を継続されること